

志木市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、志木市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長は、志木市新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。

2 本部長は、対策本部の事務を総括する。

3 対策本部に、志木市新型コロナウイルス感染症対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 対策本部に、志木市新型コロナウイルス感染症対策本部員（以下「本部員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 志木市庁議規則（昭和48年志木市規則第8号）第2条に規定する構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）

(2) 総務部防災危機管理課長

(3) 子ども・健康部健康増進センター所長

(4) 子ども・健康部健康増進センター新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が市の職員のうちから任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

7 本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議への出席を求めることができる。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症の対策等に係る重要事項を決定し、必要な措置等を講じるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

（関係課長会議）

第5条 本部長は、対策本部の事務を補助させるため、新型コロナウイルス感染症関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置することができる。

2 関係課長会議は、部主管課、総合行政部市政情報課、人事課及び新庁舎建設推進室、総務部防災危機管理課、市民生活部総合窓口課、福祉部長寿応援課、子ども・健康部子ども支援課、健康政策課及び健康増進センター、教育政策部学校教育課その他関係課で組織する。

（庶務）

第6条 対策本部及び関係課長会議の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。